

令和4年7月1日

一般社団法人
鳥取市観光コンベンション協会
正会員各位

一般社団法人
鳥取市観光コンベンション協会
会長 西垣 豪
(公印省略)

佐用平福IC付近浜村温泉案内塔看板撤去工事委託業務について（ご案内）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本協会の運営につきましては、平素より格別なご支援ならびにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび『佐用町浜村温泉案内塔撤去委託業務』について、入札を実施しますのでご案内申し上げます。

記

1 業務の概要

- (1) 業務名 佐用町浜村温泉案内塔撤去委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

2 応募資格

- (1) 一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の正会員であること。
- (2) 契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (3) 不正行為等により入札への参加制限を受けていない者であること。

3 提出書類及び提出先

- (1) 提出書類 入札書（見積書）
- (2) 提出先 鳥取市観光コンベンション協会事務局（持参又は郵送）

4 上限価格（予算額）

金881,000円（消費税及び地方消費税を除く）

5 提出期限 令和4年7月14日（木）午後5時必着

6 その他

- (1) 開札において、最も低い見積金額を提示した者を選択業者とします。
- (2) 書類の作成及び郵送等にかかる経費については、応募者の負担とします。
- (3) 提出書類は必ず封をし、業務名を記入して提出願います。

7 結果発表 令和4年7月15日（金）を予定し、落札者のみ通知する。

【お問い合わせ先】

鳥取市末広温泉町160
鳥取市観光コンベンション協会 総務課 担当：鷺見
TEL：(0857) 26-0756 FAX：(0857) 29-1000

佐用町浜村温泉案内塔撤去委託業務仕様書

1 概要

平成13年2月、市町村合併前の気高町観光協会は関西方面からの誘客促進のため、国道373号線沿い（兵庫県佐用町延吉）に浜村温泉案内塔を設置した。

浜村温泉案内塔の設置より約20年経過し、目視で確認できない部分の老朽化等により倒壊の可能性がある状態となっても分からない状況や鳥取自動車道が開通したことで鳥取市を訪れる旅行者の目に触れる機会が大幅に減少した。

これらにより、浜村温泉案内塔の撤去を行うこととする。

2 業務名

佐用町浜村温泉案内塔撤去委託業務

3 契約期間

契約締結日から令和4年9月30日まで

4 入札に関する見積

「6 業務内容」に記載する内容をすべて満たすものを見積もること。

5 設置物

設置場所	浜村温泉案内塔の数	浜村温泉案内塔寸法
兵庫県佐用郡佐用町延吉	1基	別紙（佐用町 浜村温泉案内塔設置工事）のとおり

具体的な場所は、次のとおり（グーグルマップより）

<https://www.google.com/maps/@35.0593177,134.3657607,3a,75y,341.76h,92.32t/data=!3m6!1e1!3m4!1szeFZjPVBfOYL7Xb6PG4-IQ!2e0!7i16384!8i8192>

参考資料に、設置工事途中の画像を添付しています。

6 業務内容

(1) 浜村温泉案内塔の撤去

① 浜村温泉案内塔は国道373号線沿いの私有地に設置していることから、具体的な工事日、工事期間等については本協会と協議しながら、作業の詳細を決定すること。

② 撤去作業にあたっては、警察及び所定の道路管理者への許可申請を行い、通行車両や通行者等の安全を十分確保したうえで、必要に応じて現場周辺にバリケードの設置・飛散防止設備の設置・警備員の配置等、随時適切な処置を行うこと。

(2) 本協会から特段の指示がない限り、地上構造物及び基礎部分全ての撤去を行うこととする。撤去後は周囲の状況に合わせた復旧を行い、地中については真砂土を埋め戻すこと。

(3) 撤去後の地上構造物及び基礎部分について、産業廃棄物処理の委託契約を許可業者と適切に行い、請負者の責任において処分すること。

(4) 成果物の写真は、撤去前、撤去後（埋め戻し前）、埋め戻し後（現状復旧後）の写真をそれぞれ撮影すること。なお、写真は全体の状況及び撤去箇所が鮮明に把握できるものとする。

(5) (1) から (4) の完了後は業務完了報告書を作成すること。

7 提出物

業務完了報告書（6（4）の写真データを含む）

産業廃棄物関係書類（産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証等）の写し
産業廃棄物マニフェスト（A票、E票）の写し

8 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、あらかじめ周辺地盤、地下埋設物、近接構造物、道路などに障害を発生させないための措置を講ずること。これらを破損または損傷を与えた場合は、速やかに本協会に報告するとともに、請負者の責任において復旧処理をすること。

(2) 本仕様書に記載されている事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合、本協会と協議のうえで決定するものとする。

9 問い合わせ

本件に関する問い合わせ先は次のとおりとする。

総務課：鷲見（電話番号 0857-26-0756）